

543 昭和 26 年 10 月 26 日 金曜日 官 報

第7441号

昭和 26 年 10 月 26 日 金曜日 官 報

第7441号 542

549 昭和 26 年 10 月 26 日 金曜

官報

第7441号

教科書番号		名	定価	発行者名	下	74.00
中教706	私たちの数学	(I) 71.50	合資会社富山房	教育図書株式会社	△ 831	△ 931
811	中学校第二学年用	(II) 59.50	中学校第二学年用	(2) 23.50	△ 721	中学国語
710	第一学年用	(3) 25.00	△ 810	△ 812	二 下	38.00
817	第二学年用	(2) 23.00	△ 911	△ 909	三 下	38.00
913	第三学年用	(3) 23.00	△ 912	△ 905	日本書籍株式会社	社会科 6 余暇の利用 21.50
712	新しい数学	△ 70.00	△ 805	△ 807	△ 713	新しい国語 40.00
807	中学生の数学	△ 56.00	△ 719	△ 809	△ 716	東京書籍株式会社
905	中学生の数学	△ 56.00	△ 829	△ 909	△ 815	新国語 中学校
718	中学新数学	△ 54.50	△ 929	△ 907	△ 911	私たちの数学 第二学年用(2)
815	△ 64.00	△ 824	△ 731	△ 803	△ 818	国語生活
909	△ 63.00	△ 734	△ 826	△ 907	△ 702	中等国語 第三学年用(2)
716	△ 63.00	△ 926	△ 715	△ 803	△ 801	中等国語
817	△ 63.00	△ 103	△ 807	△ 802	△ 802	中等国語
913	△ 67.00	△ 108	△ 807	△ 901	△ 23.50	中等国語
712	△ 70.00	△ 1206	△ 826	△ 902	△ 21.00	中等国語
807	△ 70.00	△ 1012	△ 905	△ 717	△ 20.50	中等国語
905	△ 70.00	△ 1108	△ 738	△ 835	△ 19.00	中等国語
716	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 935	△ 17.00	中等国語
815	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 15.00	中等国語
909	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 13.00	中等国語
718	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 11.00	中等国語
815	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 9.00	中等国語
909	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 7.00	中等国語
716	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 5.00	中等国語
817	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 3.00	中等国語
913	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 1.00	中等国語
712	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
807	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
905	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
716	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
815	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
909	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
718	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
815	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
909	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
716	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
817	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
913	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
712	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
807	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
905	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
716	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
815	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
909	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
718	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
815	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
909	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
716	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
817	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
913	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
712	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
807	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
905	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
716	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
815	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
909	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
718	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
815	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
909	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
716	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
817	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
913	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
712	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
807	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
905	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
716	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
815	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
909	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
718	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
815	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
909	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
716	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
817	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
913	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
712	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
807	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
905	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
716	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
815	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
909	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
718	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
815	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
909	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
716	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
817	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
913	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
712	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
807	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
905	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
716	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
815	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
909	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
718	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
815	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
909	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
716	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
817	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
913	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
712	△ 70.00	△ 1212	△ 1112	△ 723	△ 0.00	中等国語
807	△ 7					

548	第744号	昭和26年10月26日 金曜日	校
205	さんすうのがく	二年生用下	62.00 学校図書株式会社
312	算数の学習	三年生用下	65.00
404	算数の学習	四年生用下	47.00
503	二年生のさんすう	五年生用下	52.00
605	二年生のさんすう	六年生用下	45.00
207	二年生のさんすう	下	70.00
304	二年生のさんすう	下	58.00
408	二年生のさんすう	下	53.00
507	二年生のさんすう	下	58.00
613	二年生のさんすう	下	59.00
302	私たちの算数 第三学年用(2)	中教出版株式会社	65.00
412	私たちの算数 第四学年用(2)	中教出版株式会社	60.00
511	私たちの算数 第五学年用(2)	中教出版株式会社	57.00
609	第六学年用(2)	中教出版株式会社	64.00
217	わたくしのさんすう	下	68.00
322	わたくしの算数	下	60.00
420	わたくしの算数	下	68.00
519	わたくしの算数	下	63.00
619	わたくしの算数	下	63.00
小国102	いさむさんのうち 国語 第四学年用	富士教科書株式会社	37.00
401	いさむさんのうち 国語 第四学年用	富士教科書株式会社	46.00
402	いさむさんのうち 国語 第四学年用	富士教科書株式会社	42.00
124	いさむさんのうち 国語 第四学年用	富士教科書株式会社	25.00
221	二ねん下 三年下 二ねん下 二ねん下	富士教科書株式会社	25.00
129	あたらしいこと 一ねん下 二ねん下 三年下	富士教科書株式会社	55.00
208	あたらしいこと 一ねん下 二ねん下 三年下	富士教科書株式会社	57.00
308	あたらしいこと 一ねん下 二ねん下 三年下	富士教科書株式会社	58.00
416	新しい国語	中下	30.00
516	新しい国語	中下	50.00
610	新しい国語	中下	60.00
110	日あたり	中下	70.00
217	友だち ふどうの手旗	中下	50.00
319	友だち ふどうの手旗	中下	50.00
428	足あとと日本の朝	中下	50.00
530	足あとと日本の朝	中下	50.00
623	希望のかきかた	中下	50.00
225	書き方	中下	50.00
325	書き方	中下	50.00
430	書き方	中下	50.00
532	書き方	中下	50.00
625	書き方	中下	50.00
144	はじのけいこ	下	18.50 株式会社東京修文館
232	字の書方	下	17.50
332	字の書方	下	20.50
443	字の書方	下	14.00
543	字の書方	下	14.00 小理102
639	字の書方	下	14.50
212	よいこのかじく	下	48.50
312	よいこのかじく	下	48.50
217	一年のりか	下	39.50 広島図書株式会社
312	一年のりか	下	39.50
110	一年のりか	下	30.00
207	一年のりか	下	30.00
307	一年のりか	下	30.00
112	一年のりか	下	30.00
209	一年のりか	下	30.00
309	一年のりか	下	30.00
117	りかのほん	下	57.00
214	りかのほん	下	57.00
418	新しい理科 第四学年用	下	50.00 東京書籍株式会社
513	新しい理科 第四学年用	下	63.00 東京書籍株式会社
514	新しい理科 第五学年用	下	60.00 東京書籍株式会社
515	新しい理科 第五学年用	下	63.00 東京書籍株式会社
612	第六学年用	下	60.00 東京書籍株式会社
613	第六学年用	下	63.00 東京書籍株式会社
614	第六学年用	下	63.00 東京書籍株式会社
615	第六学年用	下	63.00 東京書籍株式会社
521	生物はどのようにして生きているか。(1)	下	55.00 北陸教育書籍株式会社
522	季節はどういうにうつりかわる地域の中はどうになっているか。(2)	下	55.00 北陸教育書籍株式会社
525	たべものなどにはどんな工夫があるのか。(3)	下	55.00 北陸教育書籍株式会社
525	たべものなどにはどんな工夫があるのか。(4)	下	55.00 北陸教育書籍株式会社
525	たべものなどにはどんな工夫があるのか。(5)	下	55.00 北陸教育書籍株式会社
605	小学生の科学 第六学年用	E	43.00 二葉株式会社
小社306	あらしいしゃかいか	三年下	85.00 東京書籍株式会社
505	新しい社会科	五年下	55.00 東京書籍株式会社
605	三年生の社会科	六年下	44.00 大阪書籍株式会社
308	のりものはたらき	六年下	63.00 大阪書籍株式会社
310	協力する社会	六年下	82.00 二葉株式会社
511	協力する社会	六年下	59.00 富士教科書株式会社
201	わたくしたちの村と町	下	72.00 富士教科書株式会社
502	わたくしたちの村と町	下	72.00 富士教科書株式会社
150	小学かきかた	下	65.00 明かるい生活

26.10.20.

卷之四十一

551 昭和25年10月26日 金曜日 官 職

第7441号

宮城 A 基本計画区		岩手 A 基本計画区		青森 A 基本計画区		福島 A 基本計画区		山形 A 基本計画区		秋田 A 基本計画区	
地 域	地 域	地 域	地 域	地 域	地 域	地 域	地 域	地 域	地 域	地 域	
E D C B	J I H G F E D C B	I H G F E D C B	F E D C B	N M L K J							
宮 城 県	宮 城 県	岩 手 県	青 森 県	青 森 県							
V V V V VII VIII VII	ラビス サギ及	V VI VI	ラビス サギ及	V VI VI	ラビス サギ及	V VI VI	V VI VI	V VI VI	V VI VI	V VI VI	
V V V V VII VII VI	ツアカ ロマツ(ク マツ)	IV VI VI	ツアカ ロマツ(ク マツ)	V V VII	ツアカ ロマツ(ク マツ)	V V VII	V V VII	V V VII	V V VII	V V VII	
V VI V VI VI	ツカラ マ	IV V V	ツカラ マ	V VI VI	ツカラ マ	V VI VI	V VI VI	V VI VI	XIII XII XIV XIII XIV	XIII XII XIV XIII XIV	
V VIII X X	樹のそ の針葉他	VII VII VII	樹のそ の針葉他	VII VII VII	樹のそ の針葉他	VII VII VII	VII VII VII	X X X	XIII XII XII	XIII XII XII	
II	クヌ ギ	V VI VI	V VI VI	V VI VI	V VI VI	V VI VI	V VI VI	V VI VI	X X X	X X X	
X XI XII XII	広生に天植 葉樹他すつ下又 のるて極は る。	X XIII X XIII	樹生下植栽 立種又はよつ 廣葉て然	X XIII X XIII	樹生芽主 立にしてば う廣葉て	X XIII X XIII	VI X X	VI X X	VI X X	VI X X	
II IV	葉の立よぼ 主樹他すつうと のるて芽して 広生にて	III VI VI	III VI VI	III VI VI	III VI VI	III VI VI	III VI VI	III VI VI	III VI VI	III VI VI	
K J I H G F E D C B	福島 A 基本計画区	I H G F E D C B	H G F E D C B	秋田 A 基本計画区							
福 島 県	福 島 県	山 形 県	山 形 県	秋 田 県							
V IV V IV VI V VI V	ラビス サギ及	V VI VI	V VI VI	V VI VI	ラビス サギ及	V VI VI	V VI VI	V VI VI	V VI VI	V VI VI	
V V V V VII VII VII	ヒノキ	V VI VI	ツアカ ロマツ(ク マツ)	V VI VI	ツアカ ロマツ(ク マツ)	V VI VI	V VI VI	V VI VI	V VI VI	V VI VI	
V V V V VII VII VII	ツカラ マ	V VI VI	ツカラ マ	V VI VI	ツカラ マ	V VI VI	V VI VI	V VI VI	V VI VI	V VI VI	
V VI V VI VI	モミ	VII VII VII	VII VII VII	V VI VI	樹のそ の針葉他	VII VII VII	V VI VI	V VI VI	V VI VI	V VI VI	
V VI V VI VI	樹のそ の針葉他	VII VII VII	VII VII VII	V VI VI	樹のそ の針葉他	VII VII VII	V VI VI	V VI VI	V VI VI	V VI VI	
II	クヌ ギ	III	キリ	III	キリ	III	III	III	III	III	
III	キリ	X XII XII	X XII XII	VII X X	X XII XII	VII X X	VII X X	VII X X	VII X X	VII X X	
X	広生に天植 葉樹他すつ下又 のるて極は る。	III III III	III III III	VII X X	広生に天植 葉樹他すつ下又 のるて極は る。	III III III	III III III	III III III	III III III	III III III	
IV III III	葉の立よぼ 主樹他すつうと のるて芽して 広生にて	IV III III	IV III III	VII X X	葉の立よぼ 主樹他すつうと のるて芽して 広生にて	IV III III	IV III III	IV III III	IV III III	IV III III	

昭和 26 年 10 月 26 日 金曜日 官 報

第7441号 550

●厚生省告示第二百三十二号		昭和二十六年十月一日次の健康保険組合の合併を認可した。	
昭和二十六年十月二十六日 厚生大臣 橋本 龍伍		合併により存続する組合	
組合の名称		日本炭業健康保険組合	
事務所の所在地		福岡県福岡市下土居町三 博多ビル	
主たる事務所		福岡県福岡市下土居町三 博多ビル	
従たる事務所		福岡県嘉穂郡山田町大字百谷一	
六一四		福岡県朝倉郡宝珠山村大字福井九	
嘉穂郡稻築町大字口ノ春六九		福岡県朝倉郡宝珠山村大字福井九	
七		福岡県朝倉郡宝珠山村大字福井九	
●厚生省告示第二百三十四号		昭和二十六年十月二十六日 厚生大臣 橋本 龍伍	
理容師美容師法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第二條に規定する理容師養成施設として昭和二十六年十月十五日次のとおり指定した。		厚生大臣 橋本 龍伍	
群馬県立ろく学校高等部理容科		厚生大臣 橋本 龍伍	
○朝倉郡宝珠山村大字福井九五		厚生大臣 橋本 龍伍	
組合の設立されている事務所の名称及び所在地		福岡県朝倉郡宝珠山村大字福井九	
○福岡県朝倉郡宝珠山村大字福井九		福岡県朝倉郡宝珠山村大字福井九	
●厚生省告示第二百三十五号		昭和二十六年十月二十六日 厚生大臣 橋本 龍伍	
伝染病予防法施行令(昭和二十五年政令第百二十号)第三條第四條号の規定により次の通り地域を指定した。		厚生大臣 橋本 龍伍	
昭和二十六年十月二十六日 厚生大臣 橋本 龍伍		厚生大臣 橋本 龍伍	
地域 指定の期間		地域 指定の期間	
島根県、広島県、岡山県、愛媛県及び高知県		島根県、広島県、岡山県、愛媛県及び高知県	
昭和二十六年七月八日から同年七月二十日まで		昭和二十六年七月八日から同年七月二十日まで	
京都府及び大阪府		京都府及び大阪府	
昭和二十六年七月十一日から同年八月十日まで		昭和二十六年七月十一日から同年八月十日まで	
群馬県立ろく学校高等部理容科		群馬県立ろく学校高等部理容科	
○朝倉郡宝珠山村大字福井九五		○朝倉郡宝珠山村大字福井九五	
名 称 区分 間別 在地 地		名 称 区分 間別 在地 地	
攝津理容高等専門学校		攝津理容高等専門学校	
○福岡県朝倉郡宝珠山村大字福井九		○福岡県朝倉郡宝珠山村大字福井九	
●厚生省告示第二百三十七号		昭和二十六年十月二十六日 厚生大臣 橋本 龍伍	
社会福祉事業法第十八條第二号の規定による養成機関として昭和二十六年九月二十八日次のものを指定した。		社会福祉事業法第十八條第二号の規定による養成機関として昭和二十六年九月二十八日次のものを指定した。	
昭和二十六年十月二十六日 厚生大臣 橋本 龍伍		昭和二十六年十月二十六日 厚生大臣 橋本 龍伍	
一、名 称 社会事業研修所		一、名 称 社会事業研修所	
一、所在地 東京都渋谷区原宿二の二		一、所在地 東京都渋谷区原宿二の二	
六六		六六	
●厚生省告示第二百三十九号		昭和二十六年九月九日まで	
利用伐期齢級は、樹種ごとに市場における一般的需要の発生するときの年齢の属する齢級を利用伐期齢級とし、おおむね次の範囲内で定める。		利用伐期齢級は、樹種ごとに市場における一般的需要の発生するときの年齢の属する齢級を利用伐期齢級とし、おおむね次の範囲内で定める。	
二、利用伐期齢級の指定基準		二、利用伐期齢級の指定基準	
用伐期齢級とし、おおむね次の範囲内で定める。		用伐期齢級とし、おおむね次の範囲内で定める。	
間伐林分は間伐を要する森林につき具体的に利用関係を考慮し実施可能な森林を皆伐禁		間伐林分は間伐を要する森林につき具体的に利用関係を考慮し実施可能な森林を皆伐禁	
止林分は一般に傾斜地質及び土壤の関係等によつて皆伐すれば土地の崩壊を起すか又はその誘因となるおそれのある森林を、主伐見合林分は利用伐期齢級に達しない森林をそれぞれ指定する。		止林分は一般に傾斜地質及び土壤の関係等によつて皆伐すれば土地の崩壊を起すか又はその誘因となるおそれのある森林を、主伐見合林分は利用伐期齢級に達しない森林をそれぞれ指定する。	
一、伐採立木材積の許容限度の決定方法		一、伐採立木材積の許容限度の決定方法	
間伐林分、皆伐禁止林分及び主伐見合林分を森林につき具体的に決定し、制限林及び普通林の適正伐期齢級未満の立木につき用材林薪炭林別、広葉樹針葉樹別に主伐立木材積、間伐立木材積及び主間伐合計の伐採立木材積ごとにそれぞれ一箇年分の許容限度を算定し、その四分の一を基準として決定する。		間伐林分、皆伐禁止林分及び主伐見合林分を森林につき具体的に決定し、制限林及び普通林の適正伐期齢級未満の立木につき用材林薪炭林別、広葉樹針葉樹別に主伐立木材積、間伐立木材積及び主間伐合計の伐採立木材積ごとにそれぞれ一箇年分の許容限度を算定し、その四分の一を基準として決定する。	
特殊な事情により主として冬期間(一月から三月まで)に立木の伐採が行われる慣行のある地域については、年間伐採材積に対してその期間に伐採される材積の比率を前項において算定された一箇年分のそれぞれの許容限度に乘じたものの数量の範囲内において決定する。		特殊な事情により主として冬期間(一月から三月まで)に立木の伐採が行われる慣行のある地域については、年間伐採材積に対してその期間に伐採される材積の比率を前項において算定された一箇年分のそれぞれの許容限度に乘じたものの数量の範囲内において決定する。	
森林区において齢級構成が甚だしく不整で利用伐期齢級以上適正伐期齢級未満の間伐林分として指定された林分を除く林分の立木蓄積が、先に算定された一箇年分の主伐立木材積の許容限度以下の場合には、左の算式により算定されたそれぞれの許容限度の四分の一を基準として決定する。		森林区において齢級構成が甚だしく不整で利用伐期齢級以上適正伐期齢級未満の間伐林分として指定された林分を除く林分の立木蓄積が、先に算定された一箇年分の主伐立木材積の許容限度以下の場合には、左の算式により算定されたそれぞれの許容限度の四分の一を基準として決定する。	
一箇年分の主伐の許容限度 $V_1 = V - \Delta$		一箇年分の主伐の許容限度 $V_1 = V - \Delta$	
間伐の $T_1 = T \times 2$		間伐の $T_1 = T \times 2$	
主間伐合計の $S = V_1 + T$		主間伐合計の $S = V_1 + T$	
(摘要)		利用伐期齢級以上適正伐期齢級未満の林分の立木蓄積	
利用伐期齢級以上適正伐期齢級未満の林分の立木蓄積		として指定された林分の立木蓄積	

HK26.10.26.20.

第74441号

553 昭和 26 年 10 月 26 日 金曜日 官

第7441号

昭和 26 年 10 月 26 日 金曜日 官 報

茨城県									
群馬A基本計画区		地		G F E D C B		栃木A基本計画区		地	
群馬県		域		樹		樹		域	
IV	VII	ラビスギ及 サワ及 ヒノキ		IV	VII	ラビスギ及 サワ及 ヒノキ		IV	VII
V	VII	(ツ)アロマツ、 カマツ(ク) ツカラマ		V	VII	(ツ)アロマツ、 カマツ(ク) ツカラマ		V	VII
VI	VII	モミ		VI	VII	モミ		VI	VII
VII	X	樹の針葉 その他		VII	VIII	樹の針葉 その他		VII	VIII
IX		クヌギ キリ		VIII		クヌギ キリ		VIII	
II				II				II	
III				III				III	
IV	X	広葉樹他 の立よぼう主 としるて芽の 広を生にて		IV	VIII	広葉樹他 の立よぼう主 としるて芽の 広を生にて		IV	VIII
III	IV			III	IV			III	IV
IV				IV				IV	
神奈川A基本計画区	E D C B	地	東京A基本計画区	H G F E D C B	地	千葉A基本計画区	F E D C B	地	埼玉A基本計画区
神奈川県		域	東京都		域	千葉県		域	埼玉県
VII	VII	ラビスギ及 サワ及 ヒノキ	VII	VII	ラビスギ及 サワ及 ヒノキ	VII	VII	VII	VII
VII	VIII	(ツ)アロマツ、 カマツ(ク) ツカラマ	VII	VII	(ツ)アロマツ、 カマツ(ク) ツカラマ	VII	VII	VII	VIII
VII	XIII	樹の針葉 その他	VII	VII	樹の針葉 その他	XIII	XIII	VII	VII
XIII		クヌギ	XIII			XIII		XIII	XI
II			II			II		II	XI
VI	VIII	クス	VIII	VIII	クス	VIII	VIII	II	III
XIII	XIII	広葉樹他 の立よぼう主 としるて芽の 広を生にて	XIII	XIII	広葉樹他 の立よぼう主 としるて芽の 広を生にて	XIII	XIII	XIII	XIII
IV	IV	葉の立よぼう主 としるて芽の 広を生にて	IV	IV	葉の立よぼう主 としるて芽の 広を生にて	IV	IV	II	IV

第7441号 552

HK26.10.20.

第7441号

555 昭和 26 年 10 月 26 日 金曜日 官 報

第7441号

昭和 26 年 10 月 26 日 金曜日 官 報

第7441号 554

岐阜県						
愛知A基本計画区						
H G F E D C B	地 域	K J I H G F E D C B	静岡A基本計画区	地 域	E D C B	岐阜A基本計画区
△△△△△△△	△△△△△△△	△△△△△△△	△△△△△△△	△△△△△△△	△△△△△△△	△△△△△△△
V VII	ラビスギ及 サワ及	V VII	ラビスギ及 サワ及	V VI	V VI	V VI
V VII	ヒノキ	V VII	ヒノキ	V VII	ヒノキ	V VII
V VII	ツアロマツ(ク マツマツ、ク マツ)	V VI	ツアロマツ(ク マツマツ、ク マツ)	V VI	ツアロマツ(ク マツマツ、ク マツ)	V VI
V K	ツカラマ	V VII	ツカラマ	V VII	ツカラマ	V VII
V VII	樹の針葉他	V XI	樹の針葉他	VII	樹の針葉他	VII
V VI	クス	VII	ギクス	VII	クス	VII
IV VII	広生に天植 葉樹他すつ下又 のるて種は	XIII	広生に天植 葉樹他すつ下又 のるて種は	XIII	広生に天植 葉樹他すつ下又 のるて種は	X
II IV	葉の立よぼう主 とて芽する廣生に	IV	葉の立よぼう主 とて芽する廣生に	IV	葉の立よぼう主 とて芽する廣生に	IV

三重県						
京都A基本計画区						
G F E D C B	地 域	H G F E D C B	滋賀A基本計画区	地 域	J I H G F E D C B	三重A基本計画区
△△△△△△△	△△△△△△△	△△△△△△△	△△△△△△△	△△△△△△△	△△△△△△△	△△△△△△△
VII VII	ラビスギ及 サワ及	VII VII	ラビスギ及 サワ及	IV V	V VI	V VI
VII VIII	ヒノキ	VII VIII	ヒノキ	V VI	V VI	V VI
IV VI	ツアロマツ(ク マツマツ、ク マツ)	VII VII	ツアロマツ(ク マツマツ、ク マツ)	III IV	VI VII	VI VII
VII VIII	樹の針葉他	VII VIII	樹の針葉他	VII VIII	樹の針葉他	VII VIII
II	ギクス	VII VIII	樹の針葉他	II	クヌギ	II
VII VII	クス	II	クヌギ	VII VII	クス	VII VII
III IV	キリ	VII VIII	樹の針葉他	VII VIII	樹の針葉他	VII VIII
X X	広生に天植 葉樹他すつ下又 のるて種は	X	広生に天植 葉樹他すつ下又 のるて種は	VII X	広生に天植 葉樹他すつ下又 のるて種は	VII X
III IV	葉樹他立よぼう主 とて芽する廣生に	IV	葉樹他立よぼう主 とて芽する廣生に	II III	葉樹他立よぼう主 とて芽する廣生に	II III

昭26.10.26.

第7441号

557 昭和26年10月26日 金曜日 官 報

第7441号

熊本 A 基本計画区		長崎 A 基本計画区		佐賀 A 基本計画区		地					
M	L	K	J	I	H	G	F	E	D	C	B
ラビス サワ及			ラビス サワ及			ラビス サワ及					
ヒノキ			ヒノキ			ヒノキ					
ツアロマツ カマツ、ク			ツアロマツ カマツ、ク			ツアロマツ カマツ、ク					
樹のそ 針葉他			樹のそ 針葉他			樹のそ 針葉他					
クヌギ			クヌギ			クヌギ					
クス			クス			クス					
広を生に天植 葉の立よ然根 樹他すつ下又 のるて樹は			広を生に天植 葉の立よ然根 樹他すつ下又 のるて樹は			広を生に天植 葉の立よ然根 樹他すつ下又 のるて樹は					
草の立よば生 樹他すつ下と のるて芽し 広を生にて			草の立よば生 樹他すつ下と のるて芽し 広を生にて			草の立よば生 樹他すつ下と のるて芽し 広を生にて					

鹿児島 A 基本計画区		宮崎 A 基本計画区		大分 A 基本計画区		地				
K	J	I	H	G	F	E	D	C	B	
ラビス サワ及			ラビス サワ及			ラビス サワ及				
ヒノキ			ヒノキ			ヒノキ				
ツアロマツ カマツ、ク			ツアロマツ カマツ、ク			ツアロマツ カマツ、ク				
樹のそ 針葉他			樹のそ 針葉他			樹のそ 針葉他				
クヌギ			クヌギ			クヌギ				
クス			クス			クス				
広を生に天植 葉の立よ然根 樹他すつ下又 のるて樹は			広を生に天植 葉の立よ然根 樹他すつ下又 のるて樹は			広を生に天植 葉の立よ然根 樹他すつ下又 のるて樹は				
草の立よば生 樹他すつ下と のるて芽し 広を生にて			草の立よば生 樹他すつ下と のるて芽し 広を生にて			草の立よば生 樹他すつ下と のるて芽し 広を生にて				

徳島 A 基本計画区		地		山口 A 基本計画区		地		広島 A 基本計画区		地	
F	E	D	C	B	A	K	J	I	H	G	F
ラビス サワ及			ラビス サワ及			ラビス サワ及					
ヒノキ			ヒノキ			ヒノキ					
ツアロマツ カマツ、ク			ツアロマツ カマツ、ク			ツアロマツ カマツ、ク					
樹のそ 針葉他			樹のそ 針葉他			樹のそ 針葉他					
クヌギ			クヌギ			クヌギ					
クス			クス			クス					
広を生に天植 葉の立よ然根 樹他すつ下又 のるて樹は			広を生に天植 葉の立よ然根 樹他すつ下又 のるて樹は			広を生に天植 葉の立よ然根 樹他すつ下又 のるて樹は					
草の立よば生 樹他すつ下と のるて芽し 広を生にて			草の立よば生 樹他すつ下と のるて芽し 広を生にて			草の立よば生 樹他すつ下と のるて芽し 広を生にて					
福岡 B A 基本計画区	地	高知 J I H G F E D C B A 基本計画区	地	愛媛 J I H G F E D C B A 基本計画区	地	香川 F E D C B A 基本計画区	地				
B	A	K	J	I	H	G	F	E	D	C	B
ラビス サワ及		ラビス サワ及		ラビス サワ及		ラビス サワ及					
ヒノキ		ヒノキ		ヒノキ		ヒノキ					
ツアロマツ カマツ、ク		ツアロマツ カマツ、ク		ツアロマツ カマツ、ク		ツアロマツ カマツ、ク					
樹のそ 針葉他		樹のそ 針葉他		樹のそ 針葉他		樹のそ 針葉他					
クヌギ		クヌギ		クヌギ		クヌギ					
クス		クス		クス		クス					
広を生に天植 葉の立よ然根 樹他すつ下又 のるて樹は		広を生に天植 葉の立よ然根 樹他すつ下又 のるて樹は		広を生に天植 葉の立よ然根 樹他すつ下又 のるて樹は		広を生に天植 葉の立よ然根 樹他すつ下又 のるて樹は					
草の立よば生 樹他すつ下と のるて芽し 広を生にて		草の立よば生 樹他すつ下と のるて芽し 広を生にて		草の立よば生 樹他すつ下と のるて芽し 広を生にて		草の立よば生 樹他すつ下と のるて芽し 広を生にて					

の割合は少くとも九倍程度にすべきである。(現在は約七倍)

(2) 赤字補給金について

（1）組合の主張

本年四月以降六月までの赤字補給金として、現行基準賃金の一箇月分を要求する。

（2）公社の主張

五月三十一日の協定からして、も要求には応じられないし、改訂の時期は、家計費及び賃金の動向ならびに人事院勧告案等から見て八月を適当とする。

その後各方面の専門家の意見をも容認されるところである。C.P.I.の本年八月分が、前回の裁定の基礎となつた昨年九、十、十一月の平均に比し既に約二四%の著勝を示しているとき、これに今後の諸物価の値上がりの影響を織込むならば、今回の改訂は、実質賃金としてほとんど改善されないのに近いものとなることが憂慮される。よつて減税の関係をも考慮した上、実質賃金確保と平均改訂率を日やすとして最低賃金を改訂するのを穂當と認め、主文第二項のように結論した。(これには扶養手当及び勤務地手当を公務員の例にならうとするといふ両当事者の意向が一つの前提となつてゐる。)

なむ組合側の主張する二級一号は、両当事者は団体交渉によつて賃金の配分を決定し得るものと認められ、思われない。むしろ作業員の初任給である二級一号の方を探るべきものと考えられるが、この際は要求につつて裁定した。

七、主文第一項及び第二項があれば、両当事者は団体交渉によつて賃金の配分を決定し得るものと認められ、思われない。むしろ作業員の初任給である二級一号の方を探るべきものと考えられるが、この際は要求につつて裁定した。

ハ、基準賃金の配分は、両当事者の団体交渉によつて決められるのであるが、最低賃金については兎角議論が長引くおそれがあるので、細目協定の促進をはかるため、組合側要求第二項につき裁定することとした。

組合側が最低賃金を要求する立場はもつともあるが、その数字的根拠には不備がある。公社側は民間給與の実態から上下の開きの拡大を主しているが、それは賃金の高さや実質賃金との関係等を考慮して初めて認められるところである。C.P.I.の本年八月分が、前回の裁定の基礎となつた昨年九、十、十一月の平均に比し既に約二四%の著勝を示しているとき、これに今後の諸物価の値上がりの影響を織込むならば、今回の改訂は、実質賃金としてほとんど改善されないのに近いものとなることが憂慮される。よつて減税の関係をも考慮した上、実質賃金確保と平均改訂率を日やすとして最低賃金を改訂するのを穂當と認め、主文第二項のようになり結論した。(これには扶養手当及び勤務地手当を公務員の例にならうとするといふ両当事者の意向が一つの前提となつてゐる。)

なむ組合側の主張する二級一号は、両当事者は団体交渉によつて賃金の配分を決定し得るものと認められ、思われない。むしろ作業員の初任給である二級一号の方を探るべきものと考えられるが、この際は要求につつて裁定した。

一 現行二級一号俸は四、四〇〇円とする。

二 公社は賃金改訂手続完了までのつなぎとして、速かに適切な暫定措置をとるものとする。

当の期間を要することとが案ぜられ
る。前に触れたように、最近におけ
る家計費の逼迫は、CPIの示すと
おりであるから、折角向上した労働
生産性を低下させいためにも、公
社側が速かに適切な暫定措置を講ず
る必要を認め、これを、主文第二項に
掲げた。

ハ、組合側は本年四月降の赤字補給
金を要求しているが、要求自体が
七月に提起されたものであり、また
赤字補給の観念そのものも、特別の
協定等がある場合を除き、おおむね
理論的に受け容れ難いものであり、
更にその根拠も、單に国民の一般的
消費水準や民間の賃金水準に対する
不足額の補填を求めようというもの
であつて、薄弱である。

よつて主文第四項のように裁定し
た。

ハ、以上による公社の負担の増加は、
基準賃金において約八億一千万円、
超過勤務手当において約二億円、
の他の人件費において約五千万円、
合計凡そ十億七千万円となるが、
年度における煙草専売事業の成績は
頗る順調であつて、製造販売本数共
に予定を凌駕し、物件費の暴騰によ
りかわらず原価の昂騰は最少限度に
喰い止められ、一部売捌価格の引
下げの影響をも排してその利益は大
きく収支の基礎整うに至つた結果、
回の補正予算案においては政府に付
すべき専売益金を四十五億円増
し得る状況にあり、その実質的利
は年度当初に予定されていたより
凡そ九十億円の増大が予想される
であるから、企業経理の建前から
て公正な賃金の支拂を拒むべき理
はどこにも発見し難い。

四 赤字補給金の要求は認められない。
五 本裁定の解釈につき疑義を生じ、若しくはその実施に当たり両当事者の意見が一致しないときは、本委員会の指示によつて決める。
昭和二十六年十月十二日
公共企業体仲裁委員会
委員長 今井 一男
委員 三輪 喬壯
委員 今泉 秀夫
理由
一、公社職員の本年度基準賃金（本俸、扶養手当、勤務地手当）については、経過のうちに記るされて いるところ、前回の裁定によつて両当事者は拘束されたのであるが、その後労働協約の規定に従い、双方共「裁定の基礎となつた諸事情に著しい変化があつた」とものと認め、これを改訂することとなつたけれども、団体交渉の結果金額等において不調に終り、今回の紛争となつたものである。
従つて、前回の裁定の数字は、その基礎となつた諸事情の変化の程度に応じて修正されなければならぬと認められる。これは公共企業体労働関係法の精神や労働協約の本質などからみても妥当なところであつて、組合要求の諸論点のうち、この部分以外にわたるものには、これを採用し難い。
二、公社においては、賃金を交渉する場合に、労使共に、そのときまでに判明していた労働関係諸指標を使用することを慣例として来た。従来の調停、仲裁もこの慣例に基いて処理され、現行賃金の基礎である本年二月の裁定も、この例にならない。昨年

また給與改善費として、今回の補正予算案には、既に六億七千六百万円が計上されているのであるから、更に増加を要するのは約四億円である。この程度の額は何ら専売益金に關係なく予備費等から支拂い得られるであろうし、若し労使共に一層の努力を重ねるならば今後の增收その他によつてもこの程度の額は産み出し得られるであろう。そしてこれは好転した公社の業績を維持するためには不可欠のことと考える。

○最高裁判所

◎刑事補償法による補償決定の公示
　　刑事補償決定要旨

本籍　鹿児島県姶良郡日当山村嘉
例川四三八六番地

住居　同村妙見二八五一番地

　　製材業

　　請求人　赤塚　浅吉

明治三二年三月一五日生

右に対する詐欺被告事件について当裁判所が昭和二六年八月二二日言渡した無罪の判決は当時確定した。よつて申立により合計七〇日の抑留又は拘禁に対し金一万四千円の補償をする。

昭和二十六年十月十一日

福岡高等裁判所宮崎支部

○日本国有鉄道

◎日本国有鉄道公示第243号

連絡運輸規則(昭和25年5月日本国
有鉄道公示第109号)の一項を次の
うに改正し、昭和26年11月1日から
施行する。

昭和26年10月26日

　　日本国有鉄道總裁　長崎惣之助
(内容省略。但し、昭和26年10月
6日鉄道公報参照)

の九、十、十一月の資料によつたのであつた。

しかしながら、その後諸指標の上昇振りは、それ以前に比べて顯著なものがあり、しかも今後当分その持続を予想せられる事実等に鑑み、今回の賃金改訂に当つては、組合側は将来の傾向をも見込むことを主張したのに對し、公社側もまた本年度に限り特別の事情の存することを認め、これに同調したので、今回の裁定はこの方針により行うこととした。

また現行賃金は、毎月勤労統計調査の製造工業を中心として算定されたものであるのみならず、今回の紛争に當つても、両当事者の主張はこの資料に重きをおいているのであるから、この変化の度合いを基礎として裁定を行うこととした。

三、製造工業の賃金を、その昨年九月以来の足どりによつて今後の上昇傾向を推定すると、その直線的傾向は著しいものがあり、これは専門家筋の一一致した意見でもあるので、最小自乗法一次式によつて傾向値を算出することとした。そしてこの場合基礎となるのは、「毎月決つて支給する額」であるが、この数字は、月の大さや統計上の約束などの關係から、月によつては偏差を生ずる嫌いがあるから、将来の傾向値を測定しようとする場合には、これを移動平均によつて一応調整した上で算出する方が誤差を少くする所以と考えられるので、この方法を採用した。

そこで右の方法により昨年九月から本年八月までの実数をあてはめて算出すると、昨年の九、十、十一月から、本年の十一、十二月までの間(本年八月から明年三月までの中点)に

總理府公 告

◎公益事業委員会事務局札幌支局公告(第二号)
公益事業令(昭和一十五年政令第三百四十三号)第六十條第一項第一号の規定による聽聞を左記の通り行う。

昭和二十六年十月二十六日

公益事業委員会事務局札幌支局長 岡崎 三吉

件 記	名	事案の要旨	聽聞の期日	聽聞の場所
一、同 社申請供給施設概要の変更	北海道電力株式会社申請供給施設概要の変更	久保内発電所と洞爺発電所の間に六万V送電線路一回線を新設する。	昭和二十六年十一月九日午前九時	札幌市南一條西十八丁目二番地札幌通商産業局内
二、同		来馬変電所と八雲変電所の間に六万V送電線路一回線を新設する。	同右	
三、同		札幌変電所と千才第一変電所(自家用)の間に六万V送電線路一回線を新設する。	右終了後	
四、同		金山変電所を廃止し、金山変電所を新設し、同変電所と鹿越送電線の間に二万V送電線路一回線を新設する。	右終了後	
五、同	北海道瓦斯株式会社申請供給施設概要の変更	新旭川変電所の公称出力を二四八四〇KVAに増加する。	右終了後	同右
六、同		下金山変電所及び雨龍興業連絡新設電線を廃止し、金山変電所を新設する。	右終了後	同右
七、同 鉄道瓦斯株式会社申請供給施設概要の変更	ガス溜の容量を一、九三〇立方メートルに増加する。	新旭川変電所のガス發生設備の石炭處理公称能力を一日二四・八	右終了後	同右
八、同 北海道瓦斯株式会社申請供給施設概要の変更	ガス溜の容量を一〇、六〇〇立方メートルに減少する。	函館製造所のガス發生設備の石炭處理公称能力を一日四三・二	右終了後	同右
九、同 社申請供給施設概要の変更	札幌製造所のガス發生設備の石炭處理公称能力を一日六〇〇立方メートルに増加する。	小倉工場の瓦斯發生設備の石炭處理公称能力を一日六〇〇立方メートルに増加する。	右終了後	同右
二、同 社申請供給施設概要の変更	佐世保工場の瓦斯發生設備の石炭處理公称能力を一日五〇〇立方メートルに増加する。	長崎工場の瓦斯發生設備の石炭處理公称能力を一日六〇〇立方メートルに増加する。	右終了後	同右
三、同 社申請供給施設概要の変更	佐世保工場の瓦斯發生設備の石炭處理公称能力を一日四〇〇立方メートルに増加する。	佐世保工場の瓦斯發生設備の石炭處理公称能力を一日三〇〇立方メートルに増加する。	右終了後	同右
四、同 社申請供給施設概要の変更	延岡工場の瓦斯發生設備の石炭處理公称能力を一日二〇〇立方メートルに増加する。	佐世保工場の瓦斯發生設備の石炭處理公称能力を一日一〇〇立方メートルに増加する。	右終了後	同右
五、同 社申請供給施設概要の変更				

は、二三・一%の上昇が推計される。なお念のため二次式によるも、その曲線は一次式の場合とほとんど変らず、またその上昇率は二三・八%であつて、その開きは無視して差支えない程度であり、直線的傾向が裏書きられる結果となつた。

四、前回の裁定に当つては、その当時までに判明していた民間の臨時給與の額とのにらみ合せから、新たに設けられた年末手当については、その月割額を基準賃金から差引く建前で算定を行つたのであるが、その後朝鮮動乱に伴ういわゆる特需景気の影響を受けて、臨時給與の額は大幅に増大し、昨年十二月以降本年八月までの実績は、前年同期の約二倍半となり、月平均一、三〇〇円を超えるに至つた。このうちには一部バツク。ペイも含まれるが、その大部分は純粹の臨時給與と認められる。この事実は、両当事者の労働協約にかかる「裁定の基礎となつた諸事情に著しい変化があつた場合」に相当するわけであるから、昨年九、十、十一月の資料に基いて決定された前回の裁定の基準賃金に、年末手当の月割額を加算した上で、前項の上昇率を乘ずることを妥当と認めた。

五、その他考慮すべき要素として、主食費、電力、ガス、水道等の料金、交通費、通信費その他の値上げがある。しかしながら、そのうちの一部はまだ未決定であり、またこれが調整のための減税も木ぎまりとなつてはいない。そしてこれらの値上げが直接家計費に及ぼす影響はある程度具体的に推算できるが、それが一般物価の昂騰を通じて間接に家計費に及ぼす度合いはほとんど推計不可能に近い。それにしても既にCPIは

八月において前月比六・六%の昂騰を記録して、その影響の容易でないことを示しており、また今回の値上げは絶対的必需品目ばかりであるから、小額所得者の家計にはより大きな重圧となるばかりでなく、折角の減税もこの所得階級で特に扶養家族の多い者に對しては十分その効果を發揮し得ない恨みがある。そして公社職員中にはこの階層に属する者が比較的に多いことも見逃し得ない事実である。しかし一方これら家計費の増嵩がそのまま直ちに民間賃金の上に反映するかどうかについては疑問があり得るし、また八月までの賃金実数には多少この要素が織込まれているといえるかも知れない。

これらの関係を勘案し、特に最近におけるCPIの足どりに注目し、賃金実数には多少この要素が織込まれているといえるかも知れない。

これらの関係を勘案し、特に最近におけるCPIの足どりに注目し、賃金実数には多少この要素が織込まれているといえるかも知れない。

なお組合は基準賃金の七月からの改訂を求めているのであるが、七月に入つてからの要求であり、団体交渉の開始されたのは同月十日でもあるので、最近における労働慣行等に鑑み、改訂は八月から実施するを妥当と認め、前記のように基準賃金を算出した。

またこの改訂された基準賃金の配分については、前例により、両当事者の団体交渉による細目協定を期待する。

第 7441 号

昭和26年10月26日 金曜日 官 報

第7441号 564

三明治二十五年第三種郵便物認可

◎号外 十月二十二日附案会第七号二四頁

傳統を誇る最高の品質

東京ペン

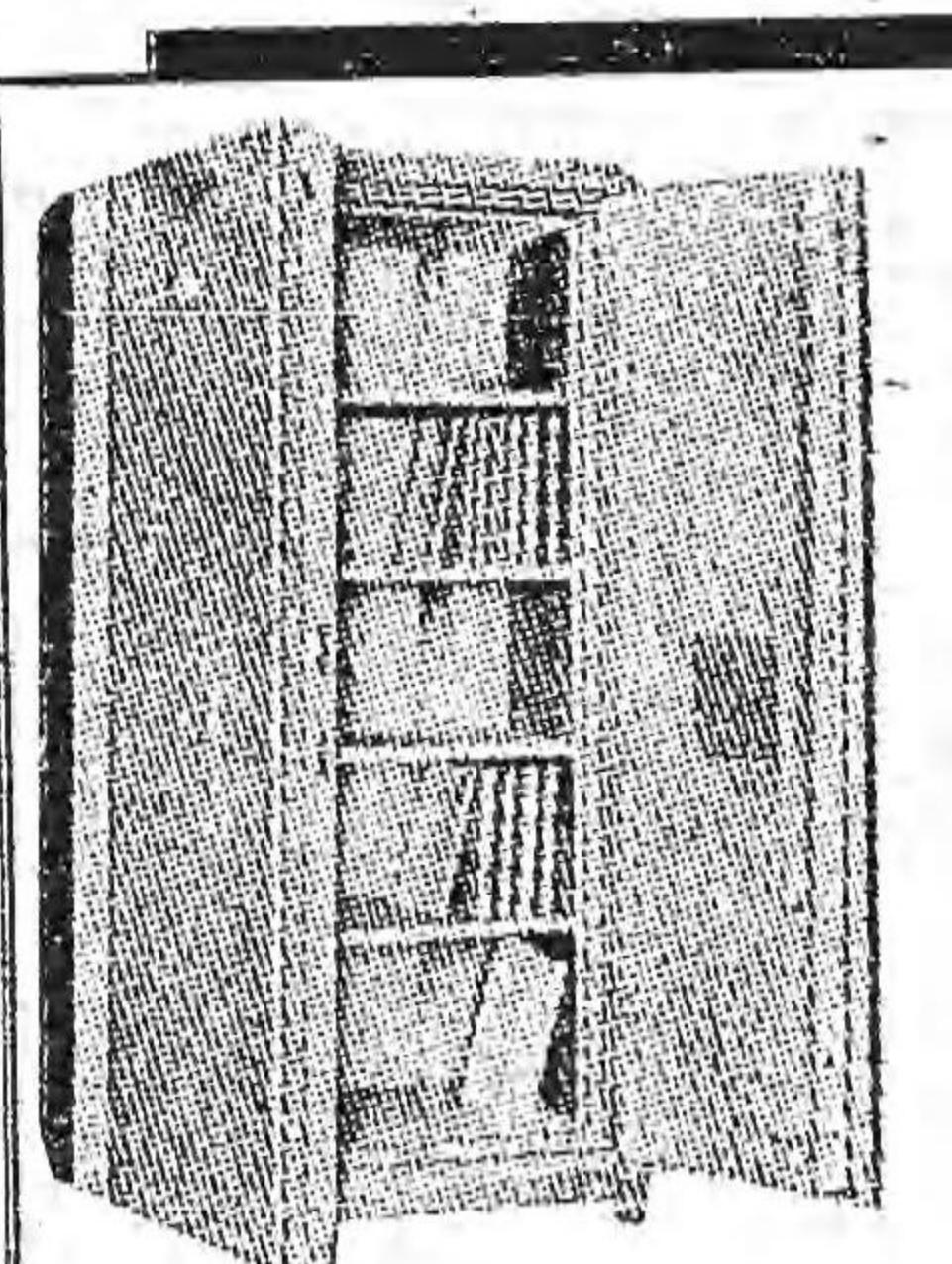


白羽の矢!

信用
歴史
技術から

東京・九段下・電停前
電話・九段(33)2651

アモバ儀堂



カタログ進呈



庫庫庫
金書書鐵金
量火鐵火提
輕耐鋼防手

後藤金庫本店

東京都中央区日本橋茅場町一丁目
電話兜町(67)0958番

株式会社 名鑑堂

東京都千代田区東神田一の一
電話 茅場町(66)4867番

ホース謄寫版



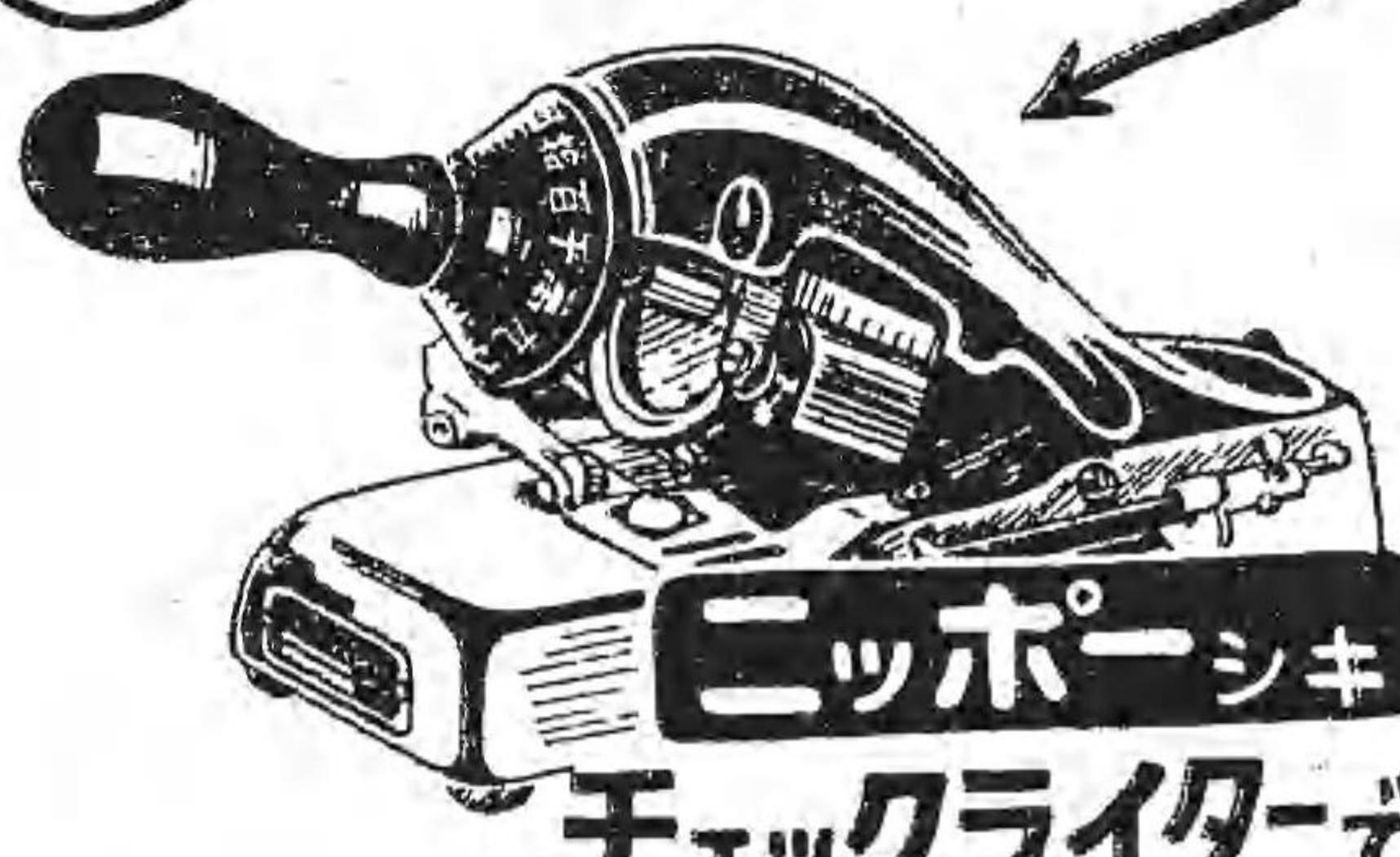
最高の
品位

株式会社 林商店

東京都千代田区神田三崎町1-8
電話 神田(25)2550、4365

四国原紙

nippo 小切手は



説明書進呈

改ざん、変造、偽造の防止と事務能率の増進!!
各種証券と重要書類の金額は是非本機で
一和文用と歐文用とあり、全国有名事務用機店に有
価額(諸掛別)￥3,800(品質絶対保証票付)
製造元(横浜市西区天神町) 日邦器械工業 K.K.

定額	一ヶ月	二四十四	一部	九四
公報	但し、会社等解散、滅費合併組合等公告一件回	八百五十	一行	十七字
広告料	相当	一千五百	百	四十
八百イント	行	四百	四百	四百
十七字相当		四百	四百	四百
發行所		四百	四百	四百
東京精鋼印		四百	四百	四百
振替東京一九〇〇〇官署課		四百	四百	四百